

A15 一般の医療法人、社会医療法人又は特定医療法人の相違点は以下の通りです。

	一般の医療法人	社会医療法人	特定医療法人
根拠法	医療法	医療法	租税特別措置法
認可・承認	都道府県知事の認可	都道府県知事の認可	国税庁長官の認可
持分の定めのある 社団	不可	不可	不可
収益業務の可否	不可	可	不可
医療施設要件	特になし	救急医療等確保事業を行っていること等	原則として40床以上の救急告示病院・15床以上の救急告示診療所であること
収入要件	特になし	特になし	社会保険診療報酬に係る収入金額が、全収入金額の80%超であること等
同族要件	特になし	役員、社員及び評議員のうち、親族その他特殊の関係がある者の占める割合が3分の1を超えていないこと	役員及び評議員その他役員等のそれぞれに占める親族等の割合がいずれも3分の1以下であること
給与要件	特になし	特になし	役職員1人につき年間の給与総額が3,600万円を超えないこと
残余財産要件	国などに帰属	国などに帰属	国などに帰属
法人税率	23.90%	19% (収益事業のみ)	19%